

[改正後全文]

雇児発 0615 第 8 号
平成 29 年 6 月 15 日
第一次改正 子発 0615 第 9 号
令和 3 年 6 月 15 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
市 区 町 村 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」及び平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について

1. 趣旨

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる。

2. 対象施設

交付要綱の6に定める施設

3. 対象事業

次に掲げる整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

①門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

②非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、児童福祉施設等の安全管理に必要なもの

4. 交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。